

令和5年

第4回忠岡町議会定例会会議録

第3日

令和5年12月21日

忠岡町議会

令和5年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和5年12月21日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		住民部長	谷野 栄二
	明松 隆雄	住民部次長兼生活環境課長	
健康福祉部長	泉元 喜則		新城 正俊
産業まちづくり部長	村田 健次	教育部長	二重 幸生
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長 (北村 孝議員)

おはようございます。

本日の議員は全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (北村 孝議員)

ただいまから、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (北村 孝議員)

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

はい。

議長 (北村 孝議員)

柏原事務局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和5年第4回忠岡町議会定例会議事日程(3日目)について、ご報告申し上げます。

- 日程第1 議案第39号 忠岡町議会委員会条例等の一部改正について
(総務事業常任委員会委員長報告)
- 日程第2 議案第40号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
(総務事業常任委員会委員長報告)
- 日程第3 議案第44号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について
(総務事業常任委員会委員長報告)
- 日程第4 議案第45号 町税条例の一部改正について
(総務事業常任委員会委員長報告)
- 日程第5 議案第46号 手数料条例の一部改正について
(総務事業常任委員会委員長報告)
- 日程第6 議案第48号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)について
(総務事業常任委員会委員長報告)
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 日程第7 議案第49号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 日程第8 議案第50号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第2号)につい

て

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第9 議案第51号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第10 請願第1号 忠岡町での「産業廃棄物焼却施設の計画」は一度立ち止まり環境汚染や健康被害について地域住民としっかり話し合うことを求める請願の提出について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第11 議案第52号 請負契約の変更について(忠岡町民運動場建築及び解体工事)

日程第12 議案第53号 手数料条例の一部改正について

日程第13 議案第54号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について

日程第14 意見書第11号 再審法改正を求める意見書の提出について

日程第15 意見書第12号 特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書の提出について

日程第16 決議第1号 パレスチナ自治区ガザ地区における和平の早期実現を求める決議

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりです。

議長(北村 孝議員)

日程第1 議案第39号から日程第10 請願第1号までの10件の議案についてを、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議なしと認めます。

よって、日程第1 議案第39号から日程第10 請願第1号までの10件を一括議題といたします。

本件に関し、12月6日の本会議において、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会委員長報告を求めます。総務事業常任委員会委員長、松井 匡仁議員。

総務事業常任委員会委員長(松井 匡仁議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

松井議員。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

議長の許可を得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました6件の議案と1件の請願につきましては、12月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果につきましては、会議規則第41条第1項の規定によりご報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配布しております議事暫定版のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第39号 忠岡町議会委員会条例等の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第40号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

次に、議案第44号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、賛成多数で可決されました。

議案第45号 町税条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決をされました。

議案第46号 手数料条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決をされました。

続いて、議案第48号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）についての総務事業常任委員会に係る部分につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決をされました。

請願第1号 忠岡町での「産業廃棄物焼却施設の計画」は一度立ち止まり環境汚染や健康被害について地域住民としっかり話し合うことを求める請願の提出につきましては、委員会記録のとおり、請願紹介議員からの説明の後、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、不採択となりました。

反対討論としましては、「住民や近隣で不安を感じられている方がいるのであれば、町側、町長が説明責任を果たすべきだと思う。しかし、既に事業が進行している中、同時並行で丁寧な説明を続けることには賛成だが、事業を止めてとなれば、この請願には反対をいたします」との意見がありました。

一方、賛成討論といたしましては、「9,913筆もの署名をつけたこの住民からの請願書を忠岡町議会は重く真摯に受け止め、採択すべきである。この計画の存在すら知らないという多くの住民がいる中で、議決案件でない基本協定の締結を議決し、議会だけの多数決で決定したため、請願が議会に提出されるのも当然であります。議会で決めることだ

けが住民自治ではなく、住民自らが主体的に取り組み、考え、意見を交わし、そして結論を得る。その工程を経て、議会で議決するという過程が非常に大事であります。よって、この請願に賛成をいたします」との意見がありました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6件の議案と1件の請願についての報告を終えます。

令和5年12月21日、総務事業常任委員会委員長、松井匡仁。

議長（北村 孝議員）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（北村 孝議員）

次に、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。福祉文教常任委員会委員長、前川和也議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

議長の許可を頂戴しましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

12月6日の本会議におきまして本委員会に付託されました4件の案件については、12月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、既に配布をしております議事暫定版のとおりでありますので、そちらをよろしく願います。

まず、議案第48号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）についての福祉文教常任委員会に係る部分については、委員会記録のとおりであり、理事者から説明の後、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、賛成多数で可決されました。

賛成、反対、両討論とも、放課後児童健全育成事業運営等管理業務委託についてであり、反対討論としましては、「子どもの減少ベースを踏まえない、効率的な整理統合ではない、営業に来た民間企業からの相談ベースで決めた内容であり賛成できない」ということでした。

一方、賛成討論としましては、「学童保育の時間延長は、長年にわたり多くの保護者の

要望である。民間委託をしても町が責任を持ち、各小学校での教室の開設は、子どもには安全、保護者にとっては安心の場所となり、賛成する」などの意見でございました。

議案第49号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第50号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第51号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員会記録のとおりであり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案についての報告を終わります。

令和5年12月21日、福祉文教常任委員会委員長、前川和也。

議長（北村 孝議員）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

議長（北村 孝議員）

それでは、日程第1 議案第39号 忠岡町議会委員会条例等の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

11番（勝元由佳子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

議案第39号の忠岡町議会委員会条例等の一部改正について、この議案についてですね、私、賛成なんですけども、ちょっと一言、手放しで賛成じゃないよと。本来であれば反対したいんだけどもというところでね、一言くぎを刺しておきたいということで申し上げさせてもらいます。

今回のこの機構改革ですね、これまで私も指摘してきましたし、人事部局も感じておら

れると思いますけども、役場の組織的、体質的な問題というのは、今回のこの機構改革では解決できるとは私も思ってませんし、正直、役場の内部の職員さんからも声が聞こえています。いくら形、外見ばかりを変えても、肝心の中身、人ですね、そこが変わらないと何も変わらないからです。

特に、今回の改正目的の1つであります職場環境の改善の部分ですね、そこについて人事部局、理事者側は、職員を一人任せにしない、管理職が職員の業務管理等々も含めた職員同士の情報共有、連携も進めていくということをおっしゃってるんですけども、これは組織改革、機構改革で変わるもの、できるものではなくて、普通に社会人として当たり前のことを皆さん方が普通にやっていただければ済む話なんです。それがいくら言ってもできてないというところが、例えば町民グラウンド改修工事を見てもですね、プロジェクトチームを組んでもできてないところからもうかがえます。

私自身、従前から申し上げてるとおり、本当に住民サービスを向上させたいと思っているのであれば、やはり職員さん一人一人の公務員、行政としての質、能力の向上、これがないと何も変わらないと思ってますし、住民サービスの向上も達成できないと思ってます。

今回、この機構改革に伴う庁舎内備品整備等々で補正予算460万円上がってます。ですので、これに伴って公費も支出されます。組織が大きく変わるということで、職員さんの業務にも一定期間混乱を招くということは想像に難くないと。それでも、事前レクのとときですけども、人事部局は、やりますと、頑張りますと。変えるのを、やります、見ててくださいとおっしゃったので、何もやってないのにね、今から反対するのもなんやなと思いましたんで、じゃあそれやったらね、そこまで言うんやったらね、じゃあやってみてくださいよと。私はこれからもずっとどうなるのか見てますよということ、一応賛成はさせていただきますけれども、今後も本当に改善されるのかということはずっと注視させていただきますし、この機構改革がなされてもやっぱり変わってないやんかということであれば、それは当然議会の中からも追及させていただきますので、やる限りは必ず改正の目的を達成して、必ず質の高い住民サービス、行政サービスを提供していただくということを強く望んで、要望させていただいて、賛成とさせていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第2 議案第40号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第3 議案第44号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第44号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(北村 孝議員)

本件について、起立によって採決をします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

よって、委員長報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(北村 孝議員)

起立多数であります。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

それでは、日程第4 議案第45号 町税条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第5 議案第46号 手数料条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第6 議案第48号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、討論を行います。討論ございませんか。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

議案第48号につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

本補正予算の放課後児童健全育成事業運営管理等業務委託について、以下、学童保育と述べさせていただきますが、福祉文教でも述べましたが、大きく4点に反対集約させていただきます。

1点目です。そもそもこの事業予算の構築等のアドバイスについて、3社に聞いたとされておられますが、いずれも営業活動をベースに訪れた企業のみからであったということ。その企業は、そもそも忠岡町内にも存在していないということもあり、公正な競争性を阻害する要因が見られた。

2点目は、東小学校区はこども園が公立であり、かつ学童保育の場所も小学校内に存在していることを踏まえると、委託は忠岡小学校区のみで、かつ東小学校区に現状の体制を集約することが、本来であれば望ましいと考えられます。

3点目です。人材不足という観点で今回このような提案がございましたが、民間がしているように、東忠岡こども園とローテーションを組んだり、役場再任用職員を充てるなどの工夫の余地がまだまだ存在し、時間の延長もその一環で工夫できる余地がないとは言えないと思います。その工夫の検討を優先することなく、実施ありきで提案に持ち込む手法についても甚だ強く疑念を呈するところでございます。

4点目であります。予算についてであります。そもそもこのような年間約2,400万円もの業務委託の内容についてでございますが、少子化の中で将来推計等を勘案せず、現在の利用実人数が続く計算で予算化されています。

本来であれば、子ども減少ベースを織り込み、一定の利用者以下になっても同じ予算措置を続けることになり、民間委託のメリット性が感じられません。現在、人件費1,700万円足す管理費約300万円に400万円上乗せするのであれば、まずは約2,000万円の支出の範囲で町内運営事業者と相談をかけることが、効率性を踏まえると優先されるべきであると考えております。1円の無駄も許さないと豪語される方もおられますが、まさにこの事業の在り方が問われるべきであるものではないかと考えております。

以上のことを踏まえまして、少子化の中で事業規模が縮小傾向にある中に、効率的な整理統合ではなく、無用な競争性をあおり、つぶし合うような本事業を含む補正予算には賛成することはできません。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

本補正予算案について、賛成の討論をさせていただきます。

今、反対討論にありましたけれども、留守家庭児童学級の問題であります。留守家庭児童学級のこの来年度からの民間委託に向けて、5年間の予算の先取りとして確保するという債務負担行為の補正が上がっているということでもあります。

私たち日本共産党は、保護者の要求である留守家庭児童学級の午後7時までの時間延長を求めてまいりました。午後7時までの延長のための人員確保が難しいということで、今回、民間事業者に委託する方針となったということでもあります。

お聞きをしたところ、まず1つ目、現在の指導員さん、支援員さんの雇用については、新しい事業者でも働くことは可能であり、支援員さんの雇用問題について町教育委員会が相談に乗るということでもあります。

また、2つ目には、民間委託したら安くなるものではなく、委託料は今よりも予算が必要になるということですが、国・府の財政措置は現行のままでありまして、増える必要な財源については全額忠岡町が負担するという一方で、利用料の保護者負担は増やさないということでもありました。

3点目、委託されても事業の主体は忠岡町であり、責任を持つということで、苦情についても受付は対応するという一方で、委託しっ放しということではないということでもありました。

4点目、契約方法について、毎年見直していくということも契約に盛り込む考えであるということでもありました。これは債務負担行為の補正は上限額であるということでもありますので、できるだけ低い予算で契約をしていくというのが原則であろうかと思えます。

今後、子どもが減少するので、東忠岡こども園の職員が留守家庭児童学級に入るといって、そういったことをすれば直営でもいけるということでもありましたが、直営で直接職員がするのが望ましいと私たちも思っておりますが、年間通じてずっと保育士、幼稚園教諭がその留守家庭児童学級のほうに配置ができるのかという、そちらのほうのところから見ますと、新型コロナで急に長期に学校が休みになったときに、場合の一次的ではありますが、そういう保育所の保育士が入ったりということはあるかと思えますけれども、恒常的に年間通じてずっとということでもありますと、こども園のほうの保育の質、状況がどうなのかということが、そちらのほうの問題になるかと思えます。

子どもが少なくなっても保育職員が不要になるかと、余剰人員が出てくるかといえば、そうではありません。保育士の配置基準が大変低いまま、30年以上改定されていない

という状況が問題になっているところではありますが、0歳児3人に1人、両手に子ども2人抱いたら、あと1人どうするんだとか、ほんとにそんなに見れないという状況で、1歳でも6人に1人、あと5歳児とかになりますと30人に1人という、それはとてもできないから、忠岡町も少しプラスして配置はされておりますけれども、こういった低い保育水準のところ子どもが減ったというところで、十分一人一人に行き届いた保育ができるのかといえば、やはりいくら保育士がおっても足りないという状況には変わりはないわけがあります。

ですから、保育士というよりも、どちらかといえば、学童ですから学童期、ということは小学校の先生のほうが非常にその子どもたちをしっかりと見れるといえば見れるわけがありますので、なかなかちょっと保育士、幼少期のそういった子どもというところを考えると、子どものことを考えると、やはりそういう学童期の子どもの指導員というものをきちっと確保するほうが必要ではないかと思えます。

民間委託というところで大変問題はあるんですけども、そこはきちっと、忠岡町が委託しっ放しということではなく、きちんと管理をし、連携を取って、事業主体としての責任を発揮していくということは求めておきたいと思えます。

留守家庭児童学級の7時までの延長というのをしていないのは、この泉州地域では忠岡町だけあります。6時までというのは、なかなか働く保護者と、また様々な事情を抱える保護者にとっては、本当に6時までというのでは不十分であるというふうに思えます。住民要求、利用者の、保護者の要求を実現していくためにやむを得ない部分であるかと思えますが、きちっと管理していくことも求めてまいりたいと思えます。

よって、この補正予算には賛成をいたします。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を起立により採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第48号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。よって、議案第48号は可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第7 議案第49号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第8 議案第50号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第9 議案第51号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第10 請願第1号 忠岡町での「産業廃棄物焼却施設の計画」は一度立ち止まり環境汚染や健康被害について地域住民としっかり話し合うことを求める請願の提出について、討論を行います。討論ございませんか。

12番(河野 隆子議員)

賛成ですけど、反対討論なければ、賛成討論させていただきます。

議長(北村 孝議員)

反対討論ございませんね。勝元議員。

11番(勝元由佳子議員)

今回のこの請願に対する反対の討論、私、委員会のほうでも言わせていただいたんですけども、ちょっと補足といいますか、させていただいて、申し上げさせてもらいます。

住民への丁寧な説明というか、対話、話合いというのは、これは今後も理事者側、町長も含めてしていただきたいと、継続してやっていくべきであるというところは申し上げさせていただきました。

特に杉原町長は、町長選の選挙公約に広域化というのを掲げて当選されたわけです。で、この請願を出されてる住民の方々も、その広域化の部分ですね、杉原町長は約束してたじゃないかというところでおっしゃってるわけです。で、以前にも私も申し上げさせていただきましたけども、そこはやっぱり理事者側というよりも、1人の政治家、杉原健士としてですね、きちんと住民にその選挙公約をなぜ変えたのかというところ、ある意味住民への約束を反故にしたというところは、きちんとご自身で説明をして、必要があれば謝罪をするべきやと私は思ってます。それがいいからね、いつまでもこういう広域化、何でやねんと、選挙公約に掲げたのにという声がずっと続くんやと思ってます。そこはぜひお願いしたい。

で、私はその住民への話合いという部分は否定してませんし、賛成してるということをお申し上げしました。ただ、委員会の中でですね、この請願中にある「一度立ち止まって」という部分について、事業を、今走ってる、進んでいるこの公民連携方式の事業を一旦中断してという意味ですかと確認しましたら、そうですと、一旦事業を中断してということだとおっしゃられたので、それであればちょっと反対させていただきますということで申し上げさせていただきます。

今の現状をね、これ、私個人の意見です。印象を申し上げさせていただきますとね、ふれあいホールで理事者側が一番最初、住民説明会されましたよね。で、あのときも反対の声が多く上がったと思いますけども、私、その後の特別委員会でも、あの反対の声というのは特定の毛色の方が声を上げていたように私は感じていると。本当にいろんな考え、毛色の方の住民全体の声を反映してるのか、そこはちょっと疑問やということを申し上げさせていただきました。正直、この議決を得た今も同じ状態であるように私は感じてます。ほかの方はどう思ってるか知りませんが。

で、その議決という部分でね、私はちょっと付け加えさせていただきたいんです。ほかの地方議会と違ってですね、現状の忠岡町議会の議決という意味では、私は非常に深く重いと思ってます。なぜかといいますと、今の忠岡町議会の議員の構成見てみますとね、いろんな多様な意見を持つてる議員さんで比較的構成されてて、いい議会になってると思います。こういう私もですね、常々役場に理事者側に反対してます。先ほども反対させていただきました。こういう行政、理事者側に常に厳しい目線を注いでる、私も含めていろんな議員が含まれてる忠岡町議会です、そういった反対姿勢の強い私も含めて、この公民連携方式については、忠岡町役場とか理事者側には珍しくと言ったら申し訳ないですけども、誠実に事業を進めていただいたなと私はほんとに感じました。ですから、賛成させていただきましたし、今のところ反対する要素もないなということで賛成させていただいて、1会派さん以外は全員賛成というところで議決を得た。

そういう意味では、よその地方議会みたいに、首長与党が議会の過半数以上を占めててですね、ゆがんだ議会で得た議決というものであればね、ちょっとそれは特定の声しか反映してない、首長の意思しか反映してないからおかしいやろと、民意を反映してないということで議決の意義に異を唱えるのも分かりますけども、今のこの忠岡町議会の構成を見ますと、理事者側に反対の視線を向けてる住民も、いろんな立場のいろんな考えの住民も、住民の声を反映した議員で構成された忠岡町議会が賛成多数で議決を得たというところは、私は非常に意義が深くて重いと思ってます。

ですのでね、この請願書を出された皆さん方と紹介議員の皆さんもですね、住民の声がこの公民連携に反映されてないとおっしゃる部分ですけども、それを言われますとね、我々忠岡町議会の議員、議会が存在する意味あるのかと。議会制民主主義そのものを否定するんじゃないかと。反対する住民さんがおるのであればね、議会で議決の意味がないと言うのであれば、我々議会が存在する意味がないと思います。

ですので、この請願も含めてですけども、今の反対されてる住民の方々がおられるという状況については、私個人はです、本当に多様な住民の意見でそういうことをおっしゃられてるのか、この請願の内容は、多様な意見のいろんな毛色の住民さんの声を反映した請願内容なのかというところで、私は疑問に感じてます。

ということで、以上の理由から、この請願書に対しては反対させていただくというところ

ろで、1つですね、町長を含めて理事者側に切に言いたいことはですね、こういう、この公民連携方式の正当性というんですかね、この事業を進めていくに当たって、そういった反対の住民さんへの説得の部分ですね。我々議員が力説するんじゃなくて、ちゃんともつと町長を含めて理事者側がやってくださいというところはお願いしたい。

というところで、反対の討論させていただきます。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

賛成討論させていただきます。

忠岡町に出されました、忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会から出されました請願書ですが、9,913筆の署名をつけて議会に提出されました。請願は12月8日に付託されました総務常任委員会では、委員である是枝議員以外の委員の賛同が得られず、不採択となりました。反対討論したのは議員1名であります。

住民からどうしてこのような請願が出されたのかということを考えますと、それは多くの住民がこの計画があること自体知らない、知らされていない中で進められているからです。住民の中でしっかり議論がされていないのに、議決案件でもない基本協定の締結を1月の臨時議会だけで決めてしまったからであります。

忠岡町は昨年、ふれあいホールを皮切りに各地域の集会所で説明会をされましたが、この説明会のお題は「忠岡町のごみ処理方針と減量化について」ということであります。この言葉で参加した方からは「減量化の話と違うやないか」「産廃施設、焼却炉を誘致するという説明やったらもっと参加者が多かったのではないか」という声も私、聞きました。

これまで、単独か広域か公民連携かという、どの方法を選択するかというお話もありましたけれども、この住民の説明会の中身は、処理方式について調査をした結果、公共と民間事業者が連携してごみ処理事業を行う公民連携協定方式を優先事業方式として選定しました。もう結果ありきの説明であります。

家庭から出るごみ、そして自分たちの出したごみをどう処理するのかは、住民自身が考えて話し合い、決めるという大事な過程を全く踏んでいない、そういった町のやり方ですから、住民からは自分たちのことは自分たちでよく議論をしたい、話し合いをしてほしいという声が出るのは当然であります。議会で決めたんだから、もう決まったんだから住民からの声は聞かない、そんな議会でいいんでしょうか。

私たち議員は、身近な忠岡町の議員として直接住民の声を聞く、このことが何よりも大事なことであります。議会で決めましたが、これが住民の声が反映されたのか。何人の議員が住民の声を聞いてきたのか。全く聞いていない議員もいらっしゃるのではないのでしょうか。

ということで、町の説明が非常に不十分、住民が知らないのに計画だけ進めていく。このような説明で産廃誘致を進めるのではなく、やはり一度立ち止まって話し合っほしい。それが何より今住民から求められています。

議会で決めたのだから、住民はもう何も言うのではなくて、住民の中での議論をし、意見をよく聞いて、その声を議会で議論し尽くす、それが反映ではないのでしょうか。そしてそれから採択する、このことができていない以上、この計画を進めていくということではなく、一旦立ち止まって中断をして、地域住民としっかり話し合うべきです。

一旦計画を止めて話し合いをしなければどんどん進んでいってしまいます。計画にと近づいてしまう。まだ話が終わってないのに、もうできた、そういったことになるやもしれません。それでは対等な話ができないということで、やはり一旦中断をして、じっくりと住民と話をする、それが大切であるというふうに思います。

しかし、忠岡町は、物事の決め方として最良の決め方である民主主義、住民が参画して自分たちのことは自分たちで決めるという住民自治を踏みにじるといった手法、進め方をしています。

この請願書には7つの疑問点が挙げられています。その一つ一つは、住民が聞きたい、話し合いをしたいというものばかりです。なぜ1日20トンの住民のごみを焼却するために180トンの産業廃棄物を集めて焼くのか。環境汚染、健康被害が出ないという保証があるのか。その一つ一つが当たり前の疑問点であります。

10倍の焼却炉で産業廃棄物を焼くことで、地域の住民にどんな影響が出るのか心配だということで、住民の請願は、環境や健康を守ろうと立ち上がった人たちによってつくられた忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会から提出されています。

夏の猛暑の中、寒い冬の中、考える会の皆さんは全町で署名活動をし、昨日現在では署名は1万筆を超え、町内署名数が4,500筆を超えています。町が知らしていないから、署名に回って初めてそのことを知ったという住民の声が最初はほとんどであったというふうに聞いております。こういった状況の下で計画を進めていっていいのでしょうか。

また、近隣市の住民からも署名が寄せられています。このように本町だけの問題ではなく、他市の住民からも環境汚染や健康被害に不安の声があります。ですから、そういった影響のある地域住民ともしっかりと話し合うことが必要であります。

請願は、住民自治の立場から、住民の代表機関である議会に、請願を通して住民の意思を反映させてほしいという切実な願いから出てきたものであり、請願の趣旨の実現に本議会の賛同をどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を起立により採決いたします。

本件について委員長の報告は不採択であります。

請願第1号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択となりました。

議長（北村 孝議員）

日程第11 議案第52号 請負契約の変更について（忠岡町民運動場建築及び解体工事）を、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第52号、請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

本件は、令和5年第3回臨時会において議決を得ました「忠岡町民運動場建築及び解体工事」の請負契約の締結につきまして、屋外トイレのアスベスト含有塗材の調査を行った結果、アスベスト含有塗材の除去工事が必要となったことに伴い、原契約金額7,854万円を8,588万1,400円に増額変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第52号 請負契約の変更について(忠岡町民運動場建築及び解体工事)は、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長(北村 孝議員)

議事の都合により暫時休憩をいたします。

(「午前10時46分」休憩)

議長(北村 孝議員)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(北村 孝議員)

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

休憩中、福祉文教常任委員会委員長から先刻付託いたしました議案第52号に対する委員会審査報告書が提出されましたので、日程第12を一つ繰り下げ、日程第12に「議案第52号 請負契約の変更について(忠岡町民運動場建築及び解体工事)」を追加したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認めます。

よって、「議案第52号 請負契約の変更について(忠岡町民運動場建築及び解体工事)」を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

したがって、日程第12を日程第13とし、以下、順次繰り下げます。

議長(北村 孝議員)

日程第12 議案第52号 請負契約の変更について(忠岡町民運動場建築及び解体工事)を、議題といたします。

議長(北村 孝議員)

先刻の本会議において、福祉文教常任委員会に付託しました議案第52号について内容の審査をした結果についてを、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、前川 和也議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

議長の許可を頂戴しましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

本日の本会議におきまして本委員会に付託されました1件の案件については、先ほど委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

議案第52号 請負契約の変更について（忠岡町民運動場建築及び解体工事）につきましては、理事者から説明の後、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、賛成多数で可決されました。

反対討論としましては、「アスベスト含有の事前調査を行ってれば、除去費用も設計金額に上乗せされるため、8,000万以上になることは明らかである。当初の入札方法を指名競争入札ではなく、制限つき一般競争入札に付すべき案件であった」という意見でした。

一方、賛成討論としましては、「本契約変更を認めないとなると、工期が遅れることとなる。その影響により約1億円の補助金を受けることができなくなり、約700万円の追加金額と比較した場合、賛成すべきであると考え」という意見でございました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された1議案についての報告を終わります。

令和5年12月21日、福祉文教常任委員会委員長 前川和也。

議長（北村 孝議員）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を行います。

これより討論及び採決を行います。

議長（北村 孝議員）

議案第52号 請負契約の変更について（忠岡町民運動場建築及び解体工事）、討論を行います。討論ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

10月の臨時議会において本体契約の議決の際、工事そのものには賛成だが、契約の方

法に問題があるということで、反対をいたしました。それは、本町で設定している8,000万円を超える工事は一般競争入札に付するという、この金額ぎりぎり以下で指名競争入札にしたことや、落札率も高過ぎることから反対をいたしました。

今回、屋外トイレの解体工事に関し、アスベスト調査を事前にしていれば、これは8,000万円以上になることが明らかでありました。よって、最初からこの疑念ということが言われておりましたけれども、やはりその疑義が払拭されないということで、この議案には反対をいたします。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。賛成討論ですか。

8番（三宅 良矢議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

賛成討論させていただきます。

先ほどの委員会でも述べさせていただきましたが、確かに工事の進め方、内容等につきましては疑義が生まれるところがたくさんございます。ただ、これを今ストップして、この案を否決してしまいますと、約1億円の補助金、宝くじ等の助成金が工期に間に合わず、下りなくなり、734万1,400円の金額で約1億円のリスクを背負うというのは、議会としてはいかななものかと考えますので、それも含めまして賛成させていただきます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

勝元議員。反対討論、はい。

11番（勝元由佳子議員）

私、改革忠岡のほうからは反対の討論させていただきます。

この議案第52号、請負契約の変更ですね。忠岡町民運動場建築及び解体工事の議案について、反対の意見を述べさせていただきます。

私も、もともとの当初のこの契約締結ですね、請負契約の締結議案に反対させていただきました。理由は、そもそも住民の声を反映せずに、役場だけが勝手に工事の内容を決めてやっていると、事業の進め方そのものに非常に疑問を感じてるという部分。

それから、今回の額ではなくて、当初の契約金額ですね。約8,000万弱という額ですけれども、それでも高い公費負担に見合わない工事内容で、費用対効果が悪いという部分で、私は反対させていただきました。

で、今回さらに増額というところで、アスベスト調査分の解体ですね、部分を含んだ金額の提示があつて、変更契約の議案、出てきたんですけども、もとの契約金額でも私は高いと思つてるのに、さらに増額というところで、さすがにこの追加の735万円分も含んだ増額、合計8,000万超えてますよね。その今回の変更後の契約金額というところで、この工事全体の価格の妥当性というところで私は非常に疑問を感じてます。それが1点。

加えて、このアスベスト調査ですけども、先ほども反対議員の方、おっしゃってましたけども、ほかのグラウンド内の施設ですね。青少年センター含めて、当初の設計段階から調査してたわけですね。であれば、やっぱり設計段階で一緒にアスベスト調査をしておくべきだろうということです。工事対象の敷地内の対象物、全て調査しておくべきだったと。

なぜ、その設計段階でね、アスベスト調査しなかったのかというところで、先ほど町理事者側の説明では、設計委託業者さんの考え方もあつてということをおっしゃってましたけれどもね。私自身、たしか3月議会でこれ、ひっくり返ったときに、追加議案で議会閉会のぎりぎりを出してきましたでしょう。あのとき、たしか「アスベスト調査、入つてるのか」と、教育のほうに、町側に質問させていただいたと思います。

で、そのアスベスト調査の部分がきちんと入つてるのかというところは指摘させていただいたのに、4月以降、プロジェクトチームを組んでですか、また設計、やり直したわけでしょう、委託も含めて。だったら、もう既に3月の時点で「アスベスト調査ちゃんとやれよ」と議会から指摘されてるのに、何で設計段階に入れてなかったのかというところはね、私はそこは本当に指摘させていただきます。

で、先ほどの福祉文教常任委員会の中でも、ほかの議員の方もおっしゃってましたけど、やっぱり最初にこういうアスベスト調査の必要あるかないかも分かれへんものであれば、いろんなリスク、必要なものを、あらゆる要因を勘案して複合して事業計画を練るといふのは、これはもう行政の基本やと私も思つてます。

特に民間と違って、行政の予算編成というものは、やっぱり住民の血税を使つてますから、当初、予算組んだらその範囲内でやるというのが基本です。ルールです。よほどのことでない限り追加の増額なんていうことはしないわけです。その基本的な行政的な予算の公金支出の考え方というところをね、何か変更あつたら追加したらええやんて、もしそういうふうと思つてるんやったら間違えてるぞと。やっぱり当初の予算内でやるべきだし、だからこそ最初に事業計画を練るときにあらゆることはひっくるめてやつかないかんのだと。そこは町側の瑕疵やと私は思つてます。

で、その設計段階で入れてなかった分ですね。そこは何か業者さんのせいにしてるようにも聞こえるようなことをおっしゃってましたけど、私ははっきり言って町側の責任だと思つてます。

で、もう1点、その工期ですよね。賛成意見を述べられた議員の方、この3月末までに工事をやってしまわないかと。でないとこの議案の中身自体、疑義があるけれども、補助金、財源が得られないと、それが無駄になるから、費用面で住民に損害かかるということでしたけどね。これまでの忠岡町政を見てますと、そういう緊急性というんですかね、切迫した状況をつくってかつくってないのか知りませんが、議会に切迫した状況で議案を迫って、議会議員側からすると、「いや、この議案おかしいで」と。「行政のやり方としておかしい。不満やと思うけども、でもこれ可決せんことには、どうもしゃあないから」とね、そういう状況で議決を得るということ、たびたびあったと思います。この案件以外にも。

で、議会がそういうことを認めて、「しゃあないんや、しゃあないや。何か期限があるから、急いでるからやらなしゃあないやん。でも、議案の中身自体、おかしい」と、そういうことをずっと繰り返してたら、私はずっとそういうことが続いて、行政側のある意味やりたい放題になってしまうというところで、そういうことはやめさせたいと思ってるんです。できれば。

ですのでね、今回のこの件は突発的に起こったというよりも、当初からアスベスト調査、入れておくべきやということは分かってたことなので、それを入れてなかったというのは、私は申し訳ないですが、忠岡町側、理事者側の大きく落ち度やと、ぬかってたとしか言いようがないというところで、この金額の妥当性も含めてですけども、この変更契約には反対させていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

これで討論を終わります。

これより議案第52号を起立により採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第52号について、委員長報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、議案第52号は、可決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第13 議案第53号 手数料条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

委員長（前川和也議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第53号、手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、戸籍法の一部を改正する法律の施行により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令について、令和6年3月から新たに開始される戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行の手数料に関する規定が追加されること等に伴い、現行手数料の徴収に係る事項等の改正を行う必要があるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第53号 手数料条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(北村 孝議員)

日程第14 議案第54号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

杉原町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第54号、忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減措置を図るため、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(北村 孝議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

(なし)

議長(北村 孝議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

これより、議案第54号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(北村 孝議員)

日程第15 意見書第11号 「再審法改正を求める意見書の提出について」を、議題といたします。

議長(北村 孝議員)

提案者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長(三宅 良矢議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

三宅議員。

議会運営委員会委員長(三宅 良矢議員)

ただいまより読み上げさせていただきます案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

再審法改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律(刑事訴訟法第四編「再審」)には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえ

ん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。以上の2点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、時に「再審格差」と呼ばれよう、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題がある。そこで、再審請求手続における手続規定に関しても、速やかに整備する必要がある。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、今こそ次の点について、再審法を速やかに改正すべきである。

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- 3 再審請求手続における手続規定の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

泉北郡忠岡町議会

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、これより意見書第11号 再審法改正を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(北村 孝議員)

本件につきましては、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長(北村 孝議員)

日程第16 意見書第12号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書の提出について」を、議題といたします。

議長(北村 孝議員)

提案者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長(三宅 良矢議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

三宅議員。

議会運営委員会委員長(三宅 良矢議員)

ただいまより読み上げます案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

特定商取引法平成28年改正における5年後見直し
規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書

特定商取引法(以下「特商法」という。)の平成28(2016)年改正の際、附則においていわゆる5年後見直しが定められた。令和4(2022)年12月に同改正法の施行から5年の経過を迎えた。

令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の54.7%にのぼる。そして、訪問販売及び電話勧誘販売の相談については、65歳以上の高齢者の相談の割合は65歳未満の割合の2倍を超え、高齢者が被害に遭いやすい。さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めている(令和4年版消費者白書)。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、令和4年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めていて、令和4(2022)年4月の成年年齢の引き下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの消費者被害に対処するために、国に対し、次のような特定商取引法の改正を行うよう要望する。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規則、クーリング・オフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
- 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

泉北郡忠岡町議会

以上です。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、これより意見書第12号 特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（北村 孝議員）

本件につきましては、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第17 決議第1号 パレスチナ自治区ガザ地区における和平の早期実現を求める決議についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

本決議案の趣旨説明をさせていただきます。

10月7日にイスラエルとイスラム組織ハマスが衝突して以降、パレスチナ自治区ガザ地区に対する無差別爆撃と地上侵攻が今もなお続いております。現在はガザ地区北部から避難している南部の町へと空爆が続けられており、病院、学校などにもその爆撃がされている状況で、最新の報道では死者数は2万人を超え、うち子どもと女性が1万4,200人となっているということでもあります。皆さんも毎日この報道、映像を見るたびに大変心が痛んでおられると思います。一日も早く何とかこの状況を止めてほしいというのが皆さんのお気持ちだと思います。

12日に開かれたガザ情勢に関する国連総会の緊急会合は、この衝突以降2回目であります。前回、10月27日に採択した人道的休戦を求める決議の賛成は121か国でありました。しかし、今回の即時の人道的停戦を求める決議への賛成は153か国で、32か国増えました。前回決議に棄権をし、今回賛成に転じた26カ国の中に日本政府もあります。ということで国際世論となってきております。

国連決議では、全ての当事者に国際人道法の遵守とガザ地区への必要不可欠な物資とサービスの提供を要求しております。一日も早く人道的な停戦を求めること、そして国連総会決議の早期完全履行を求める決議案であります。

国際社会に、この忠岡町からもこの停戦を求める、そして一日も早く解決していただきたいという、そういう決議を上げていきたいと思います。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

質疑をお受けいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

すみません、提案者にお伺いをいたします。

この決議書案の末尾にですね、先ほど読まれておりましたんですけれども、「本町議会は、国連総会決議の早急かつ完全な履行を求める」とあるんですけれども、この決議自体は誰に向けて発信している決議書になるのでしょうか。

6番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

誰にということではなく、国際社会に対して決議を上げていくということでもあります。ですから、国際社会といいますと、この関係する部署ということを言われていらっしゃるのかということなんですが、そこは例えば大使館であったりとか、そういう誰にということなのか、誰ということなのかという、どちらのほうでしょうか。

7 番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井 匡仁議員）

すみません、この文章でですね、「国連総会決議の早急かつ完全な履行を求める」ということでもありますので、国連に向けての決議案ではないんだということが分かりますので、一体どなたに向けて発信されているものなのかをお聞きしております。

6 番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

分かりました。国際社会に対して忠岡町からも上げましたということで示していくというものであります。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井 匡仁議員）

これ、なぜ国連に向かって発信しないんでしょうか。国連に向かって和平案を早期に出して、和平を進めるようにというふうに、国連に対して求めていくのであればいい文書だと思うんですが、国際社会に忠岡町がこの決議案を発信する、何かちょっと違うような、何か分かりませんが、ちょっと違うんじゃないかなというふうに感じてしまうんですが。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

この決議が上がるかどうかということがまだ分かりませんが、採決、これからですから、上がったといたしましたら、それは、そこはどこにということとは皆さんの意思でまた確認をしたらいいかと思います。

どこの議会やいろんな団体でもこういった決議を今、上げていって、国際世論にしていこうという、そういう取組がされてきつつあります。ですので、国連に対して上げていきましょうということであれば、そういう話は、決議上げましたということで、国連にもじゃあ上げていきましょうという、そういうお話になるのであれば、そのようにしたらいいかというふうに思います。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、決議第1号 パレスチナ自治区ガザ地区における和平の早期実現を求める決議についてを、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

決議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、決議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(北村 孝議員)

本定例会の会議に付されました事件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

杉原町長。

町長(杉原 健士町長)

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月5日より開会されました本定例会におきまして、ご提案いたしました諸議案について慎重なご審議をいただき、ご賛同、ご可決賜り、誠にありがとうございました。

本定例会や委員会を通じまして頂きましたご意見、ご要望につきましては、その趣旨を十分尊重させていただき、今後の町政運営に活かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

さて、今般、政治資金パーティーをめぐる裏金疑惑が発覚し、東京地検特捜部が国会議員本人へと任意聴取の要請が始まったとの報道がなされました。物価高騰で苦しんでいる国民への背信行為であり、大きな政治不信を招いたことは誠に遺憾であります。政治の信頼回復に向け、疑惑の全容を解明し、二度とこのようなことが起こらないよう法整備にも取り組んでいただきたいと思います。

さて、ようやくコロナ禍から脱却し、今年の年末年始はふだんの生活が取り戻せたと思っていたのですが、現在、季節性のインフルエンザが大流行しているようでございます。住民の皆様には手洗いやうがい、部屋の換気など感染予防に努めていただき、どうかお体にご自愛いただきたいと思います。

結びに当たりまして、一層寒さが厳しくなる折、議員皆様方におかれましては健康に十分ご留意され、よき新年をお迎えなされますことを心よりお祈り申し上げまして、閉会の

ご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上をもちまして、令和5年第4回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦労さまでございました。お疲れさまでございました。閉会いたします。

（「午後1時34分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年12月21日

忠岡町議会議長 北 村 孝

忠岡町議会議員 尾 崎 孝 子

忠岡町議会議員 勝 元 由佳子